

第574回 広島地方最低賃金審議会 異議申出書

- 1 異議申し立て
(ヒロシマ労連)
- 2 最低賃金の引き上げに対する異議
(広島合同労働組合)
- 3 2026年広島県地方最低賃金の改定に対する異議申出
(広島県労働組合総連合)
- 4 2026年広島県地方最低賃金改定に対する異議申出
広島合同労組生協ひろしまパート支部
- 5 2026年広島県最低賃金の改正決定に対する異議の申し出について
広島県労働組合総連合
- 6 広島県最低賃金の改正決定に関する異議申出
広島県医療労働組合連合会

2026 年 8 月 19 日

広島労働局
局長 宮原 真太郎様

ヒロシマ労連
三宅敏明
(広島市中区大手町 5-8-30)

異議申し立て

56 円の引上げでは生活改善ができません。これが労働者の率直な感想です。

広島地方最低賃金審議会は 8 月 17 日(月)に広島県の最低賃金を 10 月 11 日から現行の 1,085 円より 56 円引き上げ 1,141 円とするよう広島労働局長に答申しました。これに対し異議申し立てをします。

1. 時給 1,141 円では生活改善は望めません

1 日 8 時間、月 22 日働いても約 20 万円です。税・社会保険料を差し引けば、安心して暮らせません。

2. 労働者の「生計費」の審議が不十分

生計費やパート労働者の生活実態を示す資料が少なすぎます。消費者物価指数の言及にとどまり検討が十分ではありません。

3. 最低生計費試算では必要な時給は約 1,900 円

広島市 20 代単身労働者の場合 月収 28 万円、年収約 338 万円が必要。時給換算すると月 150 時間労働で男性 1,889 円 女性 1,874 円は必要です。

4. 最低賃金近傍の労働者の声を聞き、再審議を行ってください

「56 円では足りない」という声を直接聞いてください。

5. 「生計費を重視して最低賃金を決めてほしい」との私たちの声を聴いてください

最低生計費を重視して普通に暮らせる賃金を求めます。56 円では足りません。

6. 地域間格差をなくすため全国一律最低賃金制度を求めます

広島からの転出者が止まりません。賃金格差をなくしましょう。そのためにも全国一律制最低賃金を今すぐ行ってください。そのための法改正を求めます。

7. 中小企業への支援を強めてください

賃金を引き上げられるよう中小企業へ直接の支援を行ってください。また支援策の抜本的強化を行ってください。

8. すべての労働者のいのちと暮らしを守る最低賃金の実現を求めます

生計費を踏まえたまともな資料も審議もない答申には納得できません。再審査を求めます。

2026 年 9 月 1 日

広島労働局長 宮原真太郎様

広島合同労働組合

書記長 門田勇人

広島市東区光町 2-9-24-303

最低賃金の引き上げに対する異議

～最低賃金引き上げのための「業務改善助成金の拡充」を求めます～

1、「業務改善助成金」は活用があまりにもされていない

- (1) 令和5年業務改善助成金申請件数は、全国 19,739 件、広島 508 件 交付決定件数は全国 13,400 件、広島 403 件でした。
- (2) 日本商工会議所の 2025 年調査では、「最低賃金の引き上げで、最低賃金を下回る従業員の賃金引き上げ」を行った事業所は 45%とあります。
日本の中小企業者数は 336 万者の 45%は 151 万 2 千者となります。
- (3) 業務改善助成金の申請件数 19,739 件では、対象事業者数の 1.3%に過ぎません。
政府が「最低賃金引き上げのため、中小企業に対しての助成制度がある」と主張しますが、利用状況はあまりにも低率です。

2、使い勝手の悪い「業務改善助成金」制度

利用状況が低率なのは、いくつかの点が考えられます。

- (1) 厚生労働省資料より「業務改善助成金」の説明
 - ① 目的は「設備投資により生産性を向上させ『事業場内で最も低い賃金』の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する」制度とあります。
 - ② 金額は(例)「50 円コース 50 円以上 引き上げる労働者数 1 名 事業場規模 30 人未満で 40 万円の助成額」
 - ③ 助成率は、助成率 事業場内最低賃金 1,050 円以上は 4 分の3の助成です。
 - ④ 物価高騰要件(原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前 6 か月平均における利益率が前年と比べ 3%ポイント以上に低下している事業者は「パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入が認められる」
 - ⑤ 交付申請の受付開始日は令和 8 年 9 月 1 日
 - ⑥ 賃金引き上げに当たっての注意点「地域別最低賃金の発効に対応して、事業場内最低賃金を引き上げる場合、発効日の前日までに引き上げる。
- (2) 使い勝手の悪いと思われる点
 - ① 目的が「生産性向上」ということで、現金支給ではなく、現物を購入することが必要です。申請時に「どの程度生産性を向上するか」、現物購入後「これだけ生産性向上に寄与できた」の報告が必要になりま

す。零細企業からは『どれだけ向上』といわれても、記入が難しく、後日の記入も面倒だった』との声を聞いています・

- ② ③ 金額は1人労働者でも40万円ありますが、「助成率が75%なので、40万円でも10万円の支出が必要なのは負担」との声も出ています。
- ④ 購入にメリットがあるパソコン、コピー複合機、ZOOMソフトなどの購入は、利益率の低下がない事業者には認められません。利益率が下がっていても支給すべき、との声も出されています。
- ⑤ ⑥ 今年は10月11日から発効されます。受付が9月1日からなので、約1カ月しか期間がありません。中小零細企業への徹底が間に合いません。10月11日以降でも「さかのぼって」の適用されるよう望みます。

3、要望として

広島地方最低賃金審議会の広島労働局への答申された日には、公・労・使共に、「中小・零細企業の経営の厳しさ」と共に、「業務改善助成金」の必要性が述べられました。

現行の「業務改善助成金」については、多くの問題点があります。中小零細企業の要望を聞いて、それに応える「業務改善助成金」を作っていただくことを国に要請いただくことを要望します。

以上

2026 年 9 月 1 日

広島労働局長 宮原真太郎様

異議申出団体 広島県労働組合総連合

議長 神部 泰

住所 広島市東区光町 2-9-24-205

電話 082-262-1550

2026 年広島県地方最低賃金の改定に対する異議申出

広島地方最低賃金審議会は令和 8 年 8 月 17 日、広島県労働局長に対して「広島県最低賃金について時間額 1,085 円を 56 円引き上げて 1,141 円に改正する。発効日は 10 月 11 日とする」旨の答申を行いました。

この間の物価高騰などの影響を強く受け、労働者の生活は圧迫されています。これまでの審議の経過から、最低賃金を上げる必要性、地域格差の拡大が問題であること、中小企業支援の必要性は、労使とも一致している内容です。今回示された答申は私たちの全労連が全国で行った最低生計費調査で示した『今すぐ1500円』からもかけ離れており、1日8時間、週 40 時間働いても、憲法 25 条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には全く届いていません。

私たちは、必要な生計費水準が確保できる 1700 円以上への引き上げを全国で実現するよう求めてきましたが、審議の経過は、生計費を物価に矮小化し、物価上昇分を考慮しただけで、あるべき最低賃金の審議がなされていないと指摘せざるを得ません。「労働者の生計費」をわきに置いて、企業の支払い能力ありきの審議が行われた結果です。審議が本格化するまさにその時に、政府が「全国平均 1500 円」の達成時期を 2020 年代から 2030 年代前半へ後退させる方針を示したことが、極めて大きな影響を与えたと考えます。

広島県の人口流失と人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

以上の点から、今回の答申について下記の異議を申し立てます。

記

1. 広島県最低賃金額を目安を 56 円引き上げて 1,141 円にするとした答申については、現在の非正規職員等最低賃金近傍ではたらく労働者にとっては極めて不十分である。給与の上昇が物価高に追いついていない状態が続いており、特に最低賃金近傍で働く層ほど消費者物価の上昇の影響を受けやすいことを鑑みて、最低賃金法の目的に立ち返り、生計費原則に基づく最低賃金の大幅引き上げを行うこと。
2. 政府および関係機関へ次の要望を行うこと。
 - ① 国の責任による中小企業・小規模事業者への直接支援の拡充を求めること。
 - ② 人間らしく暮らすための生計費には地域差がないという実態からすると、地域別最低賃金制度は歴史的役割を終えている。全国一律最低賃金制度への転換と最低賃金法の抜本改正を求めること。

3. 審議会のあり方についての要望

- ①審議会の議論を公正に進めるためにも県労連から委員を選出すること。また、最賃近傍で働く労働者代表を委員として選出すること。また、労働者委員、使用者委員のメンバーを男女同数となるよう委員選出を行うよう求めること。
- ②異議申し出についても審議会での発言の機会を設けること。

以 上

2026 年 8 月 31 日

広島労働局長 殿

広島合同労組生協ひろしまパート支部
書記局長 田頭 奈美江

2026 年広島県地方最低賃金改定に対する異議申出

1. 趣旨

広島地方最低賃金審議会は 8 月 17 日、2026 年度の広島県最低賃金について 56 円の引き上げ、10月11日の発効を答申しました。4回にわたる専門部会での審議における公労使委員の方々のご尽力に敬意を示します。しかし、物価高騰が続き、労働者(とりわけ非正規)が厳しい生活を強いられる中、今年度の地方審議会審議会での審議の進め方、また中央の目安どおりとなった引き上げ額について、異議の申出を行います。

2. 異議理由及び要望

広島県では今回の答申により最低時給が 1085 円から 1141 円となります。全国で半数以上の県が中央最低審議会の目安額を上回る答申を行った中、広島県は中央審議会の目安どおりの額となりました。昨年 10 年ぶりのプラス答申が合ったことを思うと、今年度の審議には県民の暮らしぶりにどれだけの焦点を当てた審議が行われたのかと甚だ遺憾です。

今年度の中央での審議が始まる前には、政府から「全国平均1500円」の目標達成時期を2030年代前半に後退した方針が出されました。また、審議会からも昨年の審議を踏まえ「論点と考え方の整理」として、「地域の実態のかけ離れた引き上げ」についての指針も出されました。こうした動きが今年度の審議にも影響し、「物価指数動向」「春闘での賃上げ状況」「企業の支払い能力」を重視する余り、本来、人が人間らしく生活するに値する1700円～1900円(全労連・最低生計費試算調査)という根底が揺らぎ、審議の流れが一方向に偏ってしまったのではないかと懸念されました。

また、発効日についても、最低賃金の改定が低廉な賃金で働く労働者へのすみやかな波及が目的であればこそ、労使間で本来の10月1日発効を目指す姿勢で審議を進めていただきたかったと考えます。

以上の点から、3 点について要望します。

1. 非正規労働者、県内労働者の暮らしの実態を踏まえて、中央目安額56円では極めて不十分です。全国でも中央の目安額から引き上げる答申が特に地方が上がっています。中国地方一番の中核として牽引していく役割を担うべく、引き上げ額の再再検討を要望します
2. 生計費原則に基づき、労働者の生計を正しく反映できる資料の採用と最賃近傍

で働く人たちの実態を届けるために、最賃近傍で働く非正規労働者を労働者委員として選出してください。

3. 労働者の暮らしの安定という最低賃金の本質と地域経済の活性化を図るうえで大幅引き上げと全国一律制度化の早急な実施が必要です。その地方で暮らす人はもちろんのこと、地域経済を支えている中小企業・小規模事業者へ、労働力の定着、安定的な経営を維持するための直接的・実行性のある支援や制度拡充を行ってください。

以上

2026年9月1日

広島労働局長

宮原 真太郎 様

広島県労働組合総連合

事務局長 植永光則

2026年広島県最低賃金の改正決定に対する異議の申し出について

2026年8月17日付、広島地方最低賃金審議会の意見に関する公示について、次の通り異議申出を行います。

1. 最低賃金審議にあたり私たち広島県労連・ヒロシマ労連をはじめ労働組合の意見陳述においては、

- (1) 広島県の最低賃金を直ちに1700円以上に引き上げること。
- (2) 最低賃金法の生存権保障の観点から、発効日を10月1日とするなど最短日とすること。
- (3) 最低賃金を全国一律制とするよう、法改正を国に求めること。
- (4) 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への助成措置、及び原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを国に求めること。

などを求めました。

- 2. このうち、効力発生の日及び政府に対する要望については、委員の皆様が努力を重ねられ、法定日発効という一定答申に反映されたものと理解します。
- 3. しかし答申には、物価高騰にあえぐ労働者の厳しい生活、ダブルワーク、トリプルワークを余儀なくされている最賃近傍者の生活の実態とその改善にむけた賃金引き上げの重要性には全く触れられていない。少子化や労働者不足が深刻な中で日本経済をどう立て直すのかなど最低賃金の引上げについて真摯な論議がなされたのか全く不明です。
- 4. 加えて、答申は中央最低賃金審議会の示した目安（+56円）通りの引き上げで時間給1,141円となっており、1,700円以上を求める私たち労働者の声には到底及ばず、物価高騰に追いつかない低額答申といえます。

5. 全国的には、8月21日現在で答申の出された37地方のうち24地方で目安を上回る答申（64.9%）が出され、昨年は最終的に47地方のうち39地方（83.0%）となっています。

また、中国5県の地方審議会の2016年からの11年間の答申の状況では、中央の目安を上回った回数と合計金額について、岡山県は4回（5円）、山口県は5回（6円）、島根県は9回（37円）、鳥取県は11回（38円）。東京・大阪が0回。広島県は昨年の1回（2円）のみとなっています。広島地方審議会での審議はほぼ中央の目安どおりであり、中央審議会の答申がそのまま答申となっています。このような状況では、最低賃金については地方審議会ではなく中央最低審議会で審議されるべきです。

6. 私たちは、意見陳述から答申まで継続的に地方審議会の傍聴を行ってきました専門部会での内容が非公開なのでその部分も公開されるべきです。また、委員の選出も労使の委員は男性ばかりです。ジェンダーの観点からも委員の構成を見直すべきと考えます。その際、最賃近傍者で働くパートや非正規の多くは女性です。次回の改選では女性の委員の選出と私たちの仲間を委員として選出するよう求めます。

以上の点についてさらに審議を尽くされるよう、要請します。

2026 年 9 月 1 日

広島労働局長

宮原 真太郎 様

広島県医療労働組合連合会 箱田 知世

広島県最低賃金の改正決定に関する異議申出

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8 時間働けば人間らしく暮らせる」ようにするには、今や時給 1,700 円以上が必要となっており、現行の最賃水準では「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。今回の答申は労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない答申となっています。
2. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度のなかで、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が 8~9 万円以上になる実態があり、この状況は、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、今回の改正答申は、このまま認めることはできません。再度審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額 1,700 円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。